

#### 第4 危険物規制に係る適用除外事項

法第16条の9関係	・適用除外
-----------	-------

##### 1 航空機、船舶、鉄道等の取扱いについて

航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。

また、この場合において、浮きドック等、水面上を推進することを目的としていない構造物は、船舶には該当しないため法第3章の規定が適用されるものである。(S51年7月12日 消防危第23-19号質疑)

##### 2 発電所、変電所等の取扱いについて

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リクアトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物関係法令の規制の対象としない。

(S40.9.10 自消丙予発第148号質疑)

ただし、発電所等に設置される前、又は発電所等から取り外された後の変圧器等は、危険物関係法令の規制の対象となる。

##### 3 自動車の燃料タンクについて

自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。

(S49.7.30 消防予第102号質疑)